

新見公立大学教職課程自己点検・評価実施要領

令和5年12月13日制定

令和6年3月21日改正

(目的)

第1条 この要領は、新見公立大学に設置されている教職課程において、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づいて行われる自己点検・評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当組織)

第2条 教職課程の自己点検・評価は、新見公立大学教職課程運営委員会において実施する。

(実施頻度および実施期間)

第3条 新見公立大学教職課程運営委員会は、別に定める自己点検・評価の対象となる項目について、1年に1回点検・評価を実施する。

2 点検・評価の実施時期は、新見公立大学教職課程運営委員会が定める。

(実施手順)

第4条 新見公立大学教職課程運営委員会は別に定める「新見公立大学教職課程の自己点検・評価表」の項目ごとに点検・評価を行う。その結果、改善を要すると認めた事項については、新見公立大学教職課程運営委員会において継続的に改善状況の進捗を確認する。

(結果の公表)

第5条 新見公立大学教職課程運営委員会は、点検・評価の実施結果について、新見公立大学のホームページに掲載することにより外部に公表する。

附 則 この要領は、令和5年12月13日より施行する。